

平和論のためのノート

— 戦争（公的戦争・私的戦争）の定義について —

榊 瀧 弘 市

はじめに

アウグスティヌスが言うように、あらゆる人間は戦争を嫌悪し、平和を希求する¹。しかしそれにも拘わらず、悲惨な戦争は繰り返される。この矛盾にこそ、人間社会の不条理があり、世界平和実現の困難がある。カントは、戦争は人間の人格の尊厳に反するのみならず、「われわれ自身の人格における人間性の権利とおよそ調和しない」²と主張する。

プラトンの『国家』のなかには、ソクラテスが「貧困や戦争のことを気づかうがゆえに、自分の分不相応に子供の数をふやすことなく」暮せる世の中を待ち望む場面がある³。戦争と貧困の悪循環のなかで留まるところを知らない世界人口増加を抑制する為に、国際平和を実現し、平和な国際社会においてグローバルな国際援助協力を漸進的に遂行することが人類の急務である。

国際社会には、利害関心が錯綜する様々な問題が山積している。戦争、貧困、人口問題のような人類規模の問題の場合、その錯綜と混迷の度合は一層深刻である。問題解決のための公平かつ冷静な方途と希望は人類の歴史と知恵に学ぶことから生まれる。戦争と平和の思想史的研究のア

¹ アウグスティヌス『神の国』、「第19巻」「第12章 平和への普遍的な傾向」(『アウグスティヌス著作集』15、松田禎二、岡野昌雄、泉治典訳、教文館、1983年) 56-61頁参照。

² カント『永遠平和のために』宇都宮芳明訳、岩波文庫、2006年、17頁。

³ プラトン『国家』371C-D(『プラトン全集』11、藤沢令夫訳、岩波書店、1976年)。

クチュアリティはこの一事に収斂する。

今回の「平和論のためのノート」は、平和の対抗概念である戦争の概念についての小さな断章である。

(一)

キケロは、ギリシアの前 320～300 年頃に活躍した博学家ディカイアコス『人類の滅亡について』という著書を紹介している。それによるとディカイアコスは、人類の滅亡の原因として、「人災以外の原因として洪水、疫病、飢饉、さらに、動物の突発的大発生などの例を集めて、これらの打撃によって絶滅した民族のあること」を説き、その上で、人災以外のすべての災厄と比較して、「どれほど多くの人間が人間による打撃、つまり、戦争や反乱によって死滅したか」を考量している⁴。

これは古代から戦争によっていかに多くの人間が死んでいったかを物語る文献の一例である。そして 20 世紀の 2 回の大戦は、戦争という人災による人間の大量殺戮の消しがたい証拠を人類の歴史に刻印した。それでも終わることのない戦争。さらには、人類という一つの生物種による地球支配の異常と地球環境の急激な悪化が顕在化して久しい。

中国は厳しい人口抑制策を実施して来たのにも拘わらず、人口は着実に増加し、「現在の中国の人口は 13 億人で、これは 50 年前の倍に当る。2020 年には、人口は 15 億人になるだろう」という分析報告がある。この 2005 年 3 月 7 日付の《シュピーゲル》のインタビュー記事は、中国環境保護総局の潘岳副局長の言葉である⁵。

また、ノーベル賞受賞生物学者の J・モノーが 1970 年に著した『偶然と必然』の中に「現在の約三十億の人類は、各世代ごと千億ないし一兆の突然変異を生じている」という一節がある⁶。2009 年現在の世界人口は

⁴ キケロ『義務について』2-5-16 (『キケロ選集』9, 高橋宏幸訳, 岩波書店, 1999 年)。「2-5-16」は「第 2 巻, 第 5 章, 第 2 巻第 16 節」の意味。

⁵ トーマス・フリードマン『グリーン革命』下, 伏見威蕃訳, 日本経済新聞出版社, 2009 年, 204 頁参照。

⁶ J. モノー『偶然と必然』渡辺格, 村上光彦共訳, みすず書房, 1991 年, 141 頁。

約 67 億人であると報告されているから、過去 40 年間で地球上の人口は約二倍以上に膨張したことになる。世界の人口動向がこのままの状態では推移してゆくことになると、単純予想ではあるが、半世紀後には百数十億人を超える人間が地球を覆うことになる。

今や人口問題、これこそが人類の滅亡の最大の人災になるかもしれない様相を呈してきた。人口の増加が歴史上最大の人類の滅亡の原因になるかもしれないという危惧は、マルサスの警告の水準を遙かに上回っている。繁栄と滅亡の逆理の警鐘が遠く近く響く。

ソクラテスの時代から人口問題と貧困・戦争の相関性は明らかであり、それゆえ貧困と戦争が女性の社会進出の構造的障害の原因の一つになっていると考えることが出来る。そしてさらに戦争と貧困の悪循環を断つことを困難にしている一層根本的な原因として政治文化の歪みを上げることが出来よう。「ミネルヴァの小石 (calculus Minervae)」の一投が象徴する、女性原理から男性原理へのギリシア神話的移行⁷、ローマ人の「男性的、政治的インペリウム」の偏愛⁸。これらがもたらした政治体制の不均衡とそれに起因する政治文化の歪みを上げることが出来よう。戦争と貧困の断ち難い連鎖は、政治体制の不均衡の因習に深く根差すと考えられるからである。なぜなら「女性支配が保たれているところでは *δικαιοσύνη* [正義] と *σωφροσύνη* [節度] が称えられる。それが屈したところでは、権力と暴力が国家生活の目的にして基盤となる。」⁹ からである。女性性は社会の平和のバラストであるからである。

人口問題という人類の危機的問題の解決に結び付く堅実な努力がある。この深刻な問題に対する人道的で効果的な政策の一つに、貧困の撲滅や女性の立場を強化する取り組みがある。アマルティア・センの報告はその意味からも興味深い。出生率の高いインドにおいても、「男女平等が進んでいる地域の出生率は、すでに英米より低くなっている」ことや、女性の立場の強化、例えば「教育訓練や雇用機会の増大」による女性の立

⁷ J. J. バッハオーフェン『母権論』(1), 岡道男・河上倫逸監訳, みすず書房, 1996年, 160~161頁参照。

⁸ バッハオーフェン『母権論』(3), 1995年, 153頁参照。

⁹ バッハオーフェン『母権論』(1) 176頁。

場のエンパワーメントで、「バングラデッシュの出生率が20年たらずで半減した」という報告がある¹⁰。

(二)

20世紀は戦争の世紀と呼ばれる。1世紀の間の二度の世界大戦、その後東西冷戦、規模の大小や期間の長短を問わず地球上の各地で繰り返えされた緊張・紛争・戦闘、これらのことを考えると、20世紀に与えられた戦争の世紀という呼称を、深い反省のうちに受け入れざるを得ない。しかしその一方で、文学・芸術・音楽・芸能、学問の豊かな活動、科学の平和的貢献があり、そしてなにより地球上のいたるところで平凡で穏やかな平和な日常があったこともまた否むことのできない事実である。平和は戦争より大きく豊かである。しかしまた戦争の悲劇とその不条理の闇は深く暗い。

このような中で、そもそも平和とはどのような状態を指すのか、戦争とは何かを規定しようとする、アウグスティヌスの時間とは何かの問いと同様、事柄は思いのほか困難である。

戦争の概念について考察する際、例えば、マイケル・ウォルツァーの『正しい戦争と不正な戦争』(1977年)は示唆に富む研究である。しかしその一方で、マイケル・ウォルツァー自身が『戦争を論ずる——正戦のモラル・リアリティ』(2004年)の序文で述べるように、ウォルツァーの戦争の概念規定そのものは、いまだ生成過程にある。このようなことから、考察の安定性のために古典的文献にその拠り所を求めた。題名からしてクラウゼヴィッツ(1780-1831)の『戦争論』を取り上げることも考えられるが、戦争と平和の法的概念規定を重視し、更に時代を遡ってグロティウスの『戦争と平和の法』の戦争の定義から考察を始める。研究ノートは、グロティウス、キケロ、ホップズ、ロック、ルソー、モンテスキュー、さらにプラトンの順でノートを取って行ったが、その都度の疑問に従ったもので明確な規矩があつてのことではない。とはいえ、戦

¹⁰ アマルティア・セン『グローバリゼーションと人間の安全保障』山脇直司解題、加藤幹雄訳、日本経団連出版、平成21年、52～53頁参照。

争の正義，その中でも特に重要な開戦の正当性ということを見ると，グロティウスが戦争を公的戦争と私的戦争に区別する根拠は何か，そして二つの戦争のそれぞれの法的正当性の根拠は何か。この疑問がノートの導きの糸である。グロティウスとルソーの戦争概念の相違，両者におけるケケロの位置，さらに遡ってケケロが多くを学んだプラトンの思想にノートが及んだのは，思索の必然である。

プラトンは，倫理学，政治哲学，法哲学の分野で広範かつ緻密な論議を展開していること。その著作がすべて現存する最初の体系的思想家であることによる。

(三)

『戦争と平和の法 *De jure belli ac pacis*』(1625年)で知られるオランダの国際法学者グロティウス (Grotius Hugo 1583~1645) は，その第1巻，「第1章 戦争とは何か，法とは何か」の「第2節 戦争の定義およびその語源」の「第1項」で次のように戦争を定義する。

(1)ケケロは戦争は力による争 (certatio per vim) である，といっている。しかし(2)この言葉によって行為 (actio) を意味せず，状態 (status) を意味するのが慣わしである。それ故，戦争とは，力によって争う人々の状態である。この一般的な定義は，後に論ずべき戦争の一切の種類を包含している。何故ならば，(3)私は，私的戦争は，事実上，公的戦争の前から存し，且つ疑いなく，公的戦争と同一の性質を有しているから，私的戦争をも除外しないのである。それ故，両者とも同じ一つの名称によって呼ばれるべきである¹¹。

グロティウスのこの定義は，大きく三つの部分から成り立っている。

¹¹ グロティウス『戦争と平和の法』(1-1-2-1)。引用文は一又正雄訳『グローチウス 戦争と平和の法』(酒井書店，1989年復刻版)に拠る。なお，訳文の表現の適宜変更の際は，本稿次頁に表記のラテン語版と英語版に拠る。また，(1)，(2)，(3)は引用者による補足である。

(1)戦争の定義はケケロに倣う。(2)戦争という力による闘争は、単なる直接行動だけのことではなく、力によって争う人々の状態を意味する。(3)戦争は国家間の関係のみならず、国家間以外の私的關係にも同様に当嵌る。

『戦争と平和の法』の最初の版である1625年のパリ版を経て、グロティウス自身が訂正し注解を加えた最後の版としてグロティウスの死の翌年1646年に出版されたアムステルダム版は、その後のラテン語版の典型となった。このアムステルダム版の英語訳 (THE CLASSICS OF INTERNATIONAL LAW¹² 所収)の補注のみならず、P. O. モルイセン (P. O. Molhuysen) が編集し、1919年に出版された、グロティウスの引用文献、著者等の参照が最も完全であるとの評価を得ているライデン版¹³の補注には、グロティウスの戦争の定義の(1)の部分はケケロの『義務について』の「第1巻第11章、34 (1-11-34)」を典拠にしていると記されている¹⁴。『義務について』の該当する箇所には次のようである。

「国事に関してもっとも守られるべきは戦争の正義 (iura belli) である。戦争の決着方法は二種類、論議を用いるか武力を用いるかである。このうち前者は人間特有のものであり、後者は獣のなすところであるから、後者の手段に訴えるのは前者が通用しない場合にかぎらねばならない。」

グロティウスのテキストの補注によると、戦争の二種類の決着方法論のうち「武力を用いる」「獣のなすところ」ということから、グロティウ

¹² HUGO GROTIUS, *DE JURE BELLI AC PACIS LIBRI TRES*, in JAMES BROWN SCOTT (ed.), *THE CLASSICS OF INTERNATIONAL LAW*, Vol. II. A Translation of the Text, by Francis W. Kelsey, with the collaboration of Arthur E. R. Boak, Henry A. Sanders, Jesse S. Reeves, and Herbert F. Wright, with an Introduction by James Brown Scott.

¹³ *HUGONIS GROTII, DE IURE BELLI AC PACIS, LIBRI TRES*, P. C. MOLHUYSEN, LUGDUNI BATAVORUM, 1919.

¹⁴ グロティウス『戦争と平和の法』の「補注」の引用表記が「1-11-34」となっているのでそれに準ずる。なお、「1-11-34」は「第1巻、第11章、第1巻第34節」を意味する。

スは「キケロは戦争を力による争い (certatio per vim) である、と
っている」ということである。戦争の定義(2)の部分で「しかし、この言葉
によって行為 (actio) を意味せず、状態 (status) を意味するのが慣わ
しである」として、グロティウスはその為の脚註にフィロンやセルヴィ
ウスの文献を引用する。殊に4世紀のローマの文法家セルヴィウス (Ser-
vius, Mauru Honoratus) が、ローマ第一の詩人と称讃されるヴェルギ
リウス (Vergilius, 前70～前19) の叙事詩『アエネイス (Aeneis)』に
ほどこした「註釈」におけるセルヴィウスの戦争に対する見解をグロティ
ウスは次のように紹介している。

「戦争」(bellum)は「計画」(consilium)をも含み、「武器」(arma)
は行為自体を指している。……(中略)……「戦争」(bellum)は敵対
行為(pugna)に必要な準備がなされ、または、敵対行為が行われている
全期間を意味する。「戦闘」(proelium)は戦争のなかでの衝突(con-
flictus)自体を意味する」(グロティウスによる脚注)。

このようにしてグロティウスは「戦争とは、力によってあらそう人々
の状態である」と戦争を定義するのである。では、それに続く定義(3)の
「私的戦争は、事実上、公的戦争の前から存し、且つ疑いなく、公的戦争
と同一の性質を有している」というグロティウスの見解は何を根拠にし
ているのか。グロティウスは、私的戦争は公的戦争と同様、戦争の概念
の定義に含まれなければならないと主張する。しかしグロティウスの戦
争の定義の(1)の部分の典拠となったキケロの場合、このことに関する見
解はどうであろうか。キケロは『義務について』の第1巻第11章で「戦
争の公正はローマ国民の軍事祭官法にもっとも神聖犯すべからざるもの
として規定されている」ことを取り上げる。(1-11-36) このことに続け
て、大カトーが息子マルクス宛に手紙を送り、事情のいかに拘わらず
「兵士でない者が敵と戦うことは法に反する」と記して、除隊された息子
マルクスに戦闘に加わることを堅く禁じていることを紹介している。
(1-11-36～37)「戦争の正義 (iura belli)」つまり「戦争の諸正義」に照
らして、軍籍のない者が戦闘に参加することは、違法であると述べられて
いる。大カトーの息子マルクスへの忠告は、戦争において個人が軽挙

妄動を敵に慎むことはローマ人の義務であるというばかりでなく、個人の資格で参戦した者が捕虜になった際の身の安全は、公的、法的保証の限りではないことを忘れてはならないことを訴えるものでもある。キケロが大カトーの息子マルクス宛書簡を取り上げることを重要視するならキケロにとって戦争として論じられる敵対関係は国家間の公的で法的な事柄であって、私的な事柄ではないことになる。またローマを含むラテン諸国家間の係争に関する「軍事祭官法 (ius fetiale)」が「公式の現状回復要求、あるいは、事前の通告ないし宣言を経ないいかなる戦争も正当ではない」という精神で貫かれていることをキケロが強調することからしても、キケロにとって戦争は公的戦争を指すと考えられる。

グロティウスの戦争の定義の(3)の部分に関しては、グロティウス自身の註記も編者や訳者による補注もない。このことを確認して論を進める。

(四)

グロティウスと同時代人のホッブズによると、「たんなる自然状態 the condition of meer Nature」つまり「各人の各人に対する戦争状態 a condition of Warre of every man against every man.」には決して行われなかったことが、「社会状態 a civil estate」では、行われることになる¹⁵。主権者として国家を統治する権利を与えられた統治権者は「兵士を維持する貨幣の徴集権、および裁判実施のための官憲の任命権」も同時に与えられることになる。戦争は無法の自然状態の闘争から、公法に基づく一大国家経営戦略の一部になる。

ロックはどのようであろうか。ロックは、戦争を一つの状態として捉える。「戦争状態とは、敵意と破壊の状態である。」という。しかもそれは「一時の激情的で性急な意図ではなく、平静で固定した意図を言葉ま

¹⁵ T. Hobbes, *LEVIATHAN*, Chap14, p68 (A Critical Edition by G. A. J. Rogers and Karl Schuhmann, THOEMMES CONTINUUM, 2003.) p 68 は原書初版本のページ。

ホッブズ『リヴァイアサン』(一)水田洋訳, 岩波文庫, 昭和45年, 219~220頁。

以下, Hobbes, *LEVIATHAN*, Chap14, p68, 219~220頁のように略記。ホッブズの戦争概念は次回に論じる。

たは行為で表わす」ことによって生み出されることになる状態である¹⁶。

ルソーは、『社会契約論』第一篇「第四章 奴隷状態について」において、戦争は私的関係の事柄ではなく、あくまでも国と国との関係の事柄であると述べている¹⁷。その為に後年編者によって別の草稿から補追されている『社会契約論』の註記は、その内容からしてキケロの『義務について』の第1巻第11章のなかでも第36～7節を参考にしていると断定してもほぼ間違いないと思われる。内容は大カトーの息子マルクス宛の手紙にあるものである。「兵士でない者が敵と戦うことは法に反する。」の一節に関連する資料のことである。

戦争は国家間の問題であって、人と人との関係の事柄ではないという認識を示すルソーは、その理由として(1)「人間同士は生来の敵ではない」こと。「戦争を起こすのは、物と物との関係であって、人と人との関係ではない」ことを挙げる。これらのことから、ルソーは(2)「戦争は人と人との関係ではなく、国家と国家の関係であって」、戦争において各々の人間は、人間としてでも市民としてでもなく、あくまで「ただ兵士としてまったく偶然に敵となる」のであるという結論を導く¹⁸。以上のルソーの見解の基礎にある考えは、戦争とは戦争状態を意味するという基本思想である。つまり、「私闘すなわち人と人との戦争は、……(中略)……自然状態においても、……(中略)……社会状態においても存在しえない。個人間の闘い、決闘、突発的なけんかなどは、何らかの状態といったものを成立させるほどの行為ではない。」¹⁹ というルソーの認識である。この『社会契約論』の一連の主張を補足するために、1762年版になかった註記が「ヌーシャテル草稿」に拠って1782年版に註記として付け加えられている²⁰。上述の註記の内容からして、戦争論を考察するにあたってルソー

¹⁶ ロック『統治論』第二篇、第三章(第二篇の十六節)宮川透訳、『世界の名著』27, 中央公論社, 昭和43年。ロックの戦争概念は次回に論じる。

¹⁷ ルソー『社会契約論』(『ルソー全集』第5巻, 竹田啓一訳, 白水社, 1979年)114～119頁。なお以下, ルソー『社会契約論』114～119頁のように表記する。

¹⁸ 以上, ルソー『社会契約論』117頁参照。

¹⁹ ルソー『社会契約論』116～117頁。

²⁰ ルソー『社会契約論』254頁, 訳註(14)参照。

はローマ時代の国際法（万民法）を参考にし、その為にキケロを参照したと思われる。戦争は国家と国家の関係であり、公的な係争状態であるという点でルソーは、キケロと思想を共有していると考えられる。

キケロはアウグスティヌスに出てくるだけではない。14世紀の初めに生まれた人文主義の先駆者ペトルルカのキケロに対する心酔と1345年のヴェロナでの大量のキケロ書簡の発掘のペトルルカの狂喜ぶりは有名である²¹。また、16世紀はエラスムスの時代であるといわしめたエラスムスが、キケロの『義務について』の註釈付校本を自ら出版し、「黄金の書」と賞讃したことや、グロティウスのみならず、モンテスキューの『法の精神』（1784年）にも影響を与えたことが報告されている²²。また、キケロは、『センチメンタル・ジャーニー』で知られるロレンス・スターン（1713～1768）の小説『トリストラム・シャンディ』の中に、プーフェンドルフと並んでその名前が登場する程、学問の世界ばかりでなく、広く人々に親しまれていた。

(五)

ところで、ルソーがことあるごとに引き合いに出すグロティウスは、戦争は個人間、国家間の双方に関係する事柄であると述べる。

戦争の定義から明らかかなような、グロティウスとルソーの戦争の概念に対する顕著な相違は何に由来するのであろうか。その理由の一つとしてまず初めに、グロティウスとルソーの二人の生きた時代とそれぞれの時代のヨーロッパの政治体制の相違を上げることができよう。

グロティウスの『戦争と平和の法』の起稿と完稿は三十年戦争のほぼ第一期（1618～1625年）の頃であり、亡命先のフランスでスウェーデン王国フランス駐在大使を務めたグロティウスが死去したのは、後年そう呼ばれるようになる三十年戦争の最中のことである。領土関係、神聖ローマ帝国（962～1806年）の事実上の解体という帝国体制関係、宗教関係に

²¹ 廣川洋一『イソクラテスの修辞学校』岩波書店、1984年、254～256頁参照。

²² 高橋宏幸「『義務について』解説」（『キケロ——選集』9、岩波書店、1999年）392-393頁参照。

において、その後のヨーロッパの政治環境を大きく規定したウェストファリスア条約の存在をグロティウスは夢想だにしていない。

一方のルソーは、ウェストファリスア条約後のヨーロッパの分断性と分権性が浸透し、領地や富をめぐるの戦いが、国家間の問題となっていた²³時代に幅広い分野で活動した思想家であった。

グロティウスとルソーの戦争概念を決定的に区分するものに、二人の時代の違いの他に政治思想の違いを上げることが出来よう。それはルソーにあってグロティウスにはない政治思想、民主主義を基本とする社会契約の思想に他ならない²⁴。ルソーは『社会契約論』の中で次のように述べる。社会契約によって形成されている国家の統治者の支配的な意志はあるいは法にほかならないのであるが、「統治者が、主権者の意志よりもさらに能動的な特殊意志を持つにいたり、また、この特殊意志に従うために、自分の手中にゆだねられた公共の力を使用し、その結果、いわば法律上と事実上の二つの主権者が現われるにいたっては、たちまち社会的結合は消滅し、政治体は解体するだろう。」²⁵と。戦争の定義に、公的戦争はもとより、私的戦争までをも含めるということは、私的戦争も戦争の正義の法規定の適用の対象になることを意味するものであり、力をもつ階級の意志の特権化を公法的に承認することになる。これに先立つ『社会契約論』第二篇「第二章 主権は分割できないこと」において、ルソーはグロティウスの『戦争と平和の法』の第一巻第三章および第四章を示して、「グロティウスは祖国に不満でフランスに亡命し、自著をささげたルイ十三世に取り入ろうとして、人民からあらゆる権利をはぎ取り、それを技巧の限りを尽くして国王にまとわせるためには、何ものをも惜しまなかった。」²⁶とグロティウスを非難する。ルソーはグロティウスとの政治思想の原則的相違をグロティウスの境遇と生き方にまで踏み込んで批判する。因にグロティウスの『戦争と平和の法』の第一巻第三章は「公戦と私戦の区別、主権の説明」であり、その第八節は「主権は常に人

²³ 最上敏樹『国際立憲主義の時代』岩波書店、2007年、163頁参照。

²⁴ ルソー『社会契約論』116頁。

²⁵ ルソー『社会契約論』167～168頁。

²⁶ ルソー『社会契約論』134頁。

民に存すとの意見の排斥，および論議の解決」である。

ルソーは、グロティウスが「真の原理」を採用して、法の体系の論理的一貫性を確立しなかったことにより、さまざまな困難が解決されずに保留されたことに深い憤りを示す²⁷。「真理は財産をもたらしはせず、人民は大使……(中略)……の職も、年金も与えてはくれないのである」²⁸とグロティウスを皮肉るのである。

ルソーの研究に様々な示唆を与えたモンテスキュー²⁹の『法の精神』(1748年)の戦争についての論考を散見する。モンテスキューはその第一編「第三章 実定的法律について」³⁰において、次のような見解を示す。「人間が社会生活を始めるとすぐに、彼らは自分の弱さの感情を失う。彼らの間に存在していた平等は終わり、戦争の状態が始まる。」このようにして「国民の国民に対する戦争状態」が生じる。各社会の個々人の間でも「その社会の主たる利益を自分に都合のよい方に向けようとつとめる」ので、「彼らの間に戦争状態」が生じる。このようにして国民間と個人間の「二種類の戦争状態が人間の間に法律を確立させる。」さらに第十編「第二章 戦争について」³¹には次のようにある。「国家の生命は人間の生命と同様である。人間には、自然的防衛の場合、人を殺す権利があり、国家には、自己自身の保全のため戦争を行う権利がある。」ただし公民同士の間では、攻撃する代わりに裁判所に訴えさえすればよいのであるから、「法律の救済を待っていては自分の生命を失うというような一瞬を争う場合にしか、この防衛の権利を行使しえない。」

『戦争状態は社会状態から生まれるということ』においても、ルソーは『社会契約論』と同様の主旨のことを述べている。「決闘や、果たし合い

²⁷ ルソー『社会契約説』134頁。

²⁸ ルソー『社会契約説』134頁。

²⁹ モンテスキュー『法の精神』(上・中・下)野田良之・稲本洋之助・上原行雄・田中治男・三辺博之・横田地弘訳、岩波書店、1987～1988年。モンテスキューのルソーに対する示唆として、例えば、『社会契約論』(第2篇第7章、第11章。第2篇第12章「法の分類」)、『政治経済論』(『ルソー全集』第5巻 阪下孝訳、白水社、1979年)95頁。

³⁰ モンテスキュー『法の精神』上、1987年、14～17頁。

³¹ モンテスキュー『法の精神』上、188～189頁。

や、挑戦や、一騎討ち」は、「限られた時間と場所とで解決された」のであって、「本当の戦争はもたらさなかった」と述べる³²。「神の平和を求めた日々の休戦」やルイ九世の布令集についても同様に言及している。

ルソーが1756年春から1757年春にかけて執筆したと思われる、『戦争状態は社会状態から生まれるということ』³³のなかで、「人間は本来の性質から平和を好み臆病であり」、「習慣と経験」、強制や訓練を積まないことなしには、戦争に慣れることなどないのであるというようなことを主張する³⁴。ホップズの言う自然状態のなかで、葛藤がこうじて、決闘や不意を襲っての殺人があるだろうが、それは「本当の戦争」とはほど遠い³⁵。なぜなら「戦争とは恒久的な諸関係を前提とする永続的な状態であり」、個々の人間同士がつくり出し維持し得るような事柄ではないと主張する³⁶。

「戦争とは恒久的な諸関係を前提とする永続的な状態である」というルソーの認識は大切な指摘である。戦争は突発的なことがらでもなければ、一時的で短期に終了するものでもない。戦争は一端始まったら終わるまで続くものである。兵力、経費など、そのための用意周到な準備を必要とする。1635年はフランスが三十年戦争に軍事的に介入した年である。この年の財政支出は、1630年の6倍、宗教戦争時の10倍もの額に上っている³⁷。ルソーが戦争を明確に国家間の事柄であり、大小を問わず私的關係に関する事柄ではないという認識を持つ背景には歴史から学ぶものが大きいと思われる。上述の神の平和³⁸は、十世紀の末から教会が貴族間の私闘や決闘を一定期間やめさせるために発した宣言であり、ルイ九世(在

³² ルソー『戦争状態は社会状態から生まれるということ』（『ルソー全集』第4巻、宮治弘之訳、白水社、1978年）373頁。

³³ ルソー『戦争状態は社会状態から生まれるということ』訳者宮治弘之「解説」527頁。

³⁴ ルソー『戦争状態は社会状態から生まれるということ』372頁。

³⁵ ルソー『戦争状態は社会状態から生まれるということ』372、384頁。

³⁶ ルソー『戦争状態は社会状態から生まれるということ』373頁。

³⁷ 高澤紀恵『主権国家体制の成立』（『世界史リブレット』29、山川出版社、2005年）69～70頁。

³⁸ なお、「神の平和」に関して、渡邊浩「中世ヨーロッパにおける「神の平和」——「神の」平和運動としての一面——」（藤女子大学キリスト教研究所編『平

位 1226～1270) の勅令は、貴族間の争いをやめさせるため、四十日間の休戦期間を守るように命令するものであるが、これらに対するルソーの見解は明瞭である。ルソーは「個人間の闘い、決闘、突発的なけんかなどは、〔戦争状態とあえて呼ぶことのできるような〕なんらかの状態とといったものを成立させるほどの行為ではない。」と前置きした上で、「フランス王ルイ九世の勅令によって正式に許可されたり、『神の平和』によって差し止められた私闘について言えば、それは封建的統治の悪習である。」³⁹と声明する。それは、ルソーが生きた時代精神と一般意志による社会契約というルソーの根本的政治思想に基づくと考えることが出来る。「特殊意志の一般意志に対する関係」は、ルソーにとってはすなわち「習俗の法に対する関係」に他ならないからである⁴⁰。

グロティウスは『戦争と平和の法』(1625年)を時のフランス王ルイ十三世に献じている。その「献詞」には、「最もキリスト教的なるフランス及びナヴァルの王ルイ十三世に捧ぐ」とある。ルイ十三世はあの有名なアンリ四世の嫡子である。献詞の中でグロティウスはルイ十三世の父のアンリ四世の功德を讃え、「陛下の先祖たるシャルル大帝およびルイ帝の崩御後、敬虔なる人々が一致して捧げたる聖なる名は、陛下在世においても捧げるに値するものなり。」とブルボン家ルイ十三世を讃える。ルイ十三世の治世がカロリング家のシャルル大帝(768-814)や、カペー家の聖王ことルイ九世(1226～1270)の偉業の系譜であることを強調する⁴¹。グロティウスは中世ヨーロッパにおける「神の平和」の運動が出現する時代背景、当時、紛争解決の手段としては、国王の裁判と並んで私戦(フェーデ)も適法と考えられていた⁴²時代背景を戦争と平和の法の考察の前提にしていたと考えられよう。グロティウスにとって戦争は国家間のみならず私的な関係の事柄であることは疑いようのない前提事項であった。

和の思想 キリスト教からの再考察』リトン、2008年、77～97頁参照。

³⁹ ルソー『社会契約論』117頁。 ⁴⁰ ルソー『社会契約論』166頁参照。

⁴¹ カペー王朝のカロリング王朝との連続性については、次の著書を参照。渡辺節夫『フランス中世政治権力の研究』東京大学出版会、1992年、5～9頁。青山吉信『アーサー伝説』岩波書店、1985年、248～250頁。

⁴² 堀米庸三『ヨーロッパ中世世界の構造』岩波書店、1976年、265～270頁参照。

(六)

はじめに述べた様にプラトンは、「平和のうちに健康な生活を送りながら」一生をまっとうすることが出来るためには、社会が「貧乏や戦争のことを気づかうがゆえに、自分の分不相応に子供の数をふやすことなく」生活出来る社会でなければならないと言う。貧困や戦争と、人口問題の相関は歴史的にも明白である。プラトンによると、国家間の「すべての戦争は財貨の獲得のために生じる」のであるが、「戦争にしても内乱にしてもいろいろの闘争にしても」、それらはつまるところことごとく「肉体とそれのもつ欲望が生じせしめている」⁴³。このことの経緯をプラトンは『国家』「第二巻」において対話によって次のように解明している。国家の誕生の起源は、「われわれひとりひとりでは自給自足できず、多くのものに不足しているからなのだ。」(369 B)「われわれは多くのものに不足しているから、多くの人々を仲間や助力者として一つの居住地に集めることになる」が、この「共同居住」を「国家」と呼ぶ。(369 C) 人間が生活するためにまず「生きて存在するための食料」、次に「居住」と「衣服類」を必要とする。(369 D) 国家はこのような「必要最小限のもの」を共同居住の人々のために備え、供給する最初の段階、つまり「健康な国家」「真実の国家」の段階から、欲望の「熱でふくれあがった国家」「贅沢な国家」へと移行する。(372 E) 国家が国民の生活のために必要とするもののリストに、隣国の土地、他国の財貨、(373 D) の項目が新たに付け加えられることになる。それが「戦争の起源となるもの」である。(373 E)さらには労働力の安定的な確保のために奴隷の獲得が必要になり、そのことで、戦争の動機がまた一つ増えるであろう。このようにそれが明文化されているかいないかに拘わらず、国家経営政策のリストの最終章に、戦争の二文字が記されて久しい。

現在人類が直面している人口の異常増加の問題は、水資源の問題一つを取り上げてても明らかなように、既に人々の生存環境確保のための紛争の激化拡大の原因の一つになっている。人口問題によって危惧される紛

⁴³ プラトン『国家』373 E, プラトン『パイドン』66 C (『プラトン全集』1, 松永雄二訳, 岩波書店, 1975年。)

争は、欲望に刺激された贅沢な国民生活のための戦争ではなく、何時か、プラトンの言う「最も必要なものだけの国家」のための戦争に発展し兼ねないという恐れを抱かせる。

プラトンは前述のように『国家』の第二巻において、「言論のうえで」(369-C)つまり「それぞれのものの本質を説明する言論」(534-B)によって国家の成立と戦争の起源について論じる。ただし戦争の原因がわれわれ人間の存在様式を根本的に規定する肉体とその欲望に帰着する以上、社会の成立と戦争の発生は必然の成り行きであるかのように語られる、戦争に関する哲学的問答は、まだ導入の段階のままである。

社会の発生と戦争の起源は、人間存在と人間社会の自然の必然の歩みであるかのように語られている。その自然さは、まるでゼピュロスの居る処には必ずフロラが出現するかのようである。

プラトンが『国家』において、戦争に関することを本格的に取り上げるのは、第二・第三・第四巻で国家と個人における正義を論じた後の第五巻でのことである。第四巻で、国家の知恵・勇気・節制そして正義の定義、魂の機能の三区別、個人の知恵・勇気・節制そして正義の定義、さらに国家と個人の悪徳の問題を取り上げた後のことである。プラトンにとって戦争に関することは、道徳に照らして裁かれること、人間存在の基本をなす平等と自由の権利、正義そしてなにより友愛の原理に基づいて考察されるべき事柄なのである。以下戦争に関するプラトンの見解を紹介しひとまず今回の研究ノートを閉じることにしたい。

プラトンはギリシアに大小さまざまな共同体が生まれ、紛争状態に入った後、全ギリシアが一つの平和な統合体制になる日の到来を論じる。(470-E) それは「ギリシアを愛し、全ギリシアを自分の身内のものと考え、他のギリシア人たちと宗教的行事も共にする」、「穏やかな人々」を「国民」とする、(470-E) ギリシア人の統一国家である。プラトン(前 428/427~348/347) が生まれた時代のアテネは決して平和な時代ではなかった。プラトンはペロポネソス戦争の最中にその青少年期を迎えた。その後も、コリント戦争、レウクトラの戦いとあいつぐギリシアのポリス間の戦争の時代のうちにあつて、ギリシア人の理想の平和国家は、アテネ一国にあるのではなく、全ギリシアの統合の上に初めて築かれ得るとプラトンは主張する。そしてまた、プラトンはギリシア民族の平和な統

合体制を提唱したのは、歴史的裏付けのないまったくの言論上のことではなかった。プラトンにとって、全ギリシアが連合してペルシアを斥けたペルシア戦争の記憶は決して遠いことではない。プラトンは『法律』⁴⁴の中で、ギリシアばかりでなく「ほぼエウロペ（ヨーロッパ）の全居住民に対するペルシア人の進撃」を前に、「絶望的な恐怖」の中で、全ギリシアに「強度の友愛」が生まれた時代のあったことを繰り返し述べる。（Ⅲ 698-B～C, Ⅲ 699-C。）「ギリシア人が異国人と交えたかのサラミスの海戦」（Ⅳ 707-B）、「マラトンとプラタイアの陸戦」（Ⅳ 707-C）などペルシア戦争の戦いを挙げて論じるからである。ギリシア人にとってそうであるように、プラトンにとってもペルシアは「夷狄」であり「異民族」であり、「自然本来の敵」である。（『国家』Ⅴ 469-B～C, 470-C）。プラトンはこの「自然本来の敵」という概念との対極概念である「自然本来には友である」同胞民族意識に基づいて、あらゆる争いや「敵対関係」を「戦争」と「内乱」に区別する。自然本来の敵対関係は戦争であり、同朋である同一民族間の敵対関係は、「病んで内部が割れている」内輪もめに過ぎない一時的な内乱であると両者を峻別する。

ギリシアの国制は、「自然における生まれの平等」とそれに基づく「法における権利の平等」に拠る。この「互いに他に服することのない」、「完全な自由」のために「ギリシア人を守ってギリシア人と戦い、全ギリシア人を守って夷狄^{バルバロイ}と戦うことが、自分たちの義務であると考えた」⁴⁵。そして前者の戦いが「内乱」であり、後者の戦いが「戦争」である。

プラトンが「海陸に姿をあらわしたペルシア軍勢の威容が、絶望的な恐怖を投げかけた」と記述する時（『法律』698-B～C）そこに含意されていることは、バルバロイという言葉は単に言語や習慣さらには政治形態の異なる民族のことを指すのに留まらないということである。過去の交流の歴史も、より本質的には紛争に際して交渉する可能性も将来の交流の可能性も全くありえない存在を意味するということである。

⁴⁴ プラトン『法律』（『プラトン全集』13、森進一、池田美恵、加来彰俊訳、岩波書店、1976年）

⁴⁵ プラトン『メネクセノス』238-E～239-B（『プラトン全集』10、津村寛二訳、岩波書店、1975年）

プラトンは「言論のうえて、国家を最初のところから」つくってゆく。(『国家』369 C)「実践は言論よりも真理に触れることが少ない」(473-A)。そうである以上、「すぐれた国家の模範となるもの」(472 E) 即ち、理想の国家は「言葉によって」形成されることが求められるからである。(472 D～E) とは言え、プラトンによる戦争と内乱の二つの「敵対関係」の区分は、ギリシアの存亡の危機に際しての全ギリシアの実践、ギリシア民族の実践に基づくことを否定することは出来ないであろう。

先に述べたように、プラトンにとってそもそも戦争はギリシアの隣り合った国々の間で始まったことであり、バルバロイのペルシアとの間で起ったことではない。戦争は「自然本来の敵」であるバルバロイとの係争であるよりは寧ろ、自然本来の同朋の間で始まったことなのであろう。プラトンの敵対関係の区分と戦争の概念を規定したものに、ペルシア戦争の絶望的な恐怖を体験した民族の歴史がある。その意味で、プラトンの敵対関係の二つの区分は、現在のグローバル化する世界情勢に照らして示唆深いものがある。

先人木を植えて後人その下に憩う、という言葉がある。平和の井戸を深く掘り進めるためには、周りの地理を熟知しなければならない。歴史の遠近に学ぶ平和論のための研究ノートは、綴り初めの緒にある。公的戦争と私的戦争の概念を分析する際の手懸かりとなる「戦争状態」の考察に関しても、ホップズとロックのそれを欠いては未完のままである。しかし、プラトンの深い思索と遠く見通しの効く思想に勇気を得て言うなら、次のようなことになる。異民族間の紛争は、「文明の衝突」であるという主張がある。この「文明のアイデンティティ」の或る種の実体化は、諸民族がまるで「自然本来」の「敵対関係」にあるかのような感情を作り出し兼ねない。現代において夷狄バルバロイという言葉はもはや死語であることは、歴史が証明する事実である。人類の歴史と知恵に学び、平和のための考察を続けたい。